

（令和6年度） 随意契約に関する契約締結公表調書

（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の適用について）

※ 物品を買い入れる契約については予定価格が80万円以上のもの、役務の提供を受ける契約については予定価格が50万円以上のものが公表の対象となります。

【令和7年3月31日公表】

No.	事由の別 （該当欄に○印）		契約件名	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約の期間		
	第3号	第4号				始期	～	終期
1	○		田間緑地外6箇所清掃管理業務委託	公益社団法人東金市シルバー人材センター	1,011,024円	R6.4.1	～	R7.3.31
2	○		雄蛇ヶ池管理清掃業務委託	公益社団法人東金市シルバー人材センター	896,760円	R6.4.1	～	R7.3.31
3	○		雄蛇ヶ池駐車場外4箇所公衆便所清掃業務委託	フレンズ東金 (障がい者就労支援施設)	589,500円	R6.4.1	～	R7.3.31
4	○		不法投棄物収集業務委託	公益社団法人東金市シルバー人材センター	711,600円	R6.4.1	～	R7.3.31
5								
6								
7								
8								
9								
10								

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号・第4号について

公表調書の「該当する要件」は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号・第4号の以下ア～オの団体となります。

第3号に該当する団体

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約をするとき。
- イ 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約をするとき。
- ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約をするとき。
- エ 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。

第4号に該当する団体

- オ 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。